

性犯罪の再犯防止に関する取組への支援の強化を求める意見書

性犯罪をした者に対しては、矯正施設等において再犯防止プログラム等が実施されているが、出所後も地域社会において継続することが重要であります。

令和５年３月、法務省は地方公共団体向けに性犯罪の再犯防止に向けた地域ガイドライン～再犯防止プログラムの活用～を策定し、このガイドラインを踏まえて、性犯罪の再犯防止に都道府県等が主体となって取り組むことが期待されています。

性犯罪をした者の出所後の住所等については、法務省から情報提供を受け、都道府県等が把握する仕組みはなく、実際に当事者に対して直接、再犯防止の取組を行うことは困難であります。そのため、一部の都道府県では、子供に対して性犯罪をした者に、矯正施設等を出所する際に住所等の届出を求める条例を制定し、届け出られた情報を基に、カウンセリングなどの再犯防止・社会復帰支援を行っています。

こうした条例に基づく届出の仕組みがなくとも、各地方公共団体が再犯防止の取組を効果的に進めるためには、国、地方公共団体、関係機関等の連携や性犯罪をした者に係る情報の共有が極めて重要であり、国からのより一層の支援が不可欠であります。

よって、国におかれましては、下記の事項について所要の措置を講ずるよう強く要望いたします。

記

- 1 性犯罪をした者に対し、矯正施設等を出所した後も地方公共団体による再犯防止プログラム等を受ける意義について啓発を図ること。
- 2 地方公共団体では、性犯罪の再犯防止に必要な知識や技術を十分に有していないことから、再犯防止に係る人材の育成・配置について支援すること。

以上、地方自治法第９９条の規定により意見書を提出します。

令和７年３月２４日

北海道江別市議会

提 出 先
衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
法務大臣
厚生労働大臣